

「東京 23 区の大学の定員抑制等」に関する緊急声明

東京 23 区の大学においては、地方創生の名のもとに、平成 30 年に成立した「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」により定員を抑制されております。

同法律は、令和 9 年度までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況等の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、現在、有識者会議による検討が行われているところです。

今求められているのは、人口減少社会の下で地域の活性化を図るにあたり、東京を含む各地域が強い信頼関係のもと、それぞれの個性と強みを発揮して魅力ある環境を整備し、ともに成長しながら共存共栄を図る地方創生により、我が国の持続的な発展を実現することです。

東京の大学は全国から多様な人材が集まり、創造性やイノベーションの源泉として我が国の研究教育の発展に大きく寄与し、産学連携や地域連携、スタートアップ創出などを通じて地方創生にとって重要な役割を果たしています。

加えて、直面する諸課題の解決のためには、国による人への投資が肝要であり、企業・医療機関等との連携機能を強化し、質の高い教育・研究を推進することが、我が国の国際競争力を高めることに繋がります。

このような観点から、東京 23 区における大学定員の抑制は、国の将来を担う若者の進路選択の自由を狭めるだけでなく、有為な人材を育成する機会を失うこととなります。

特別区長会は、「東京 23 区の大学の定員抑制」の実施について、改めて早期かつ確実な撤廃を求めるとともに、これまでの規制の効果と影響については、透明性のある検証を行い、国会で丁寧かつ真摯な議論を重ねていただくとともに、東京 23 区内の大学進学を希望する若年層に十分ご配慮いただけるよう付言いたします。

令和 8 年 6 月 4 日

特別区長会会長 吉住 健一